

事件報道から学ぶ(留学生不法就労事件)

今回は、本年3月6日に新聞報道された「留学生不法就労事件」を取り上げます。

記事によると、人気ラーメンチェーン「一蘭」(本社・福岡市)が外国人留学生を不法就労させたとして、大阪府警は6日、同社の吉富学社長(53)、労務担当社員、店長ら計7人(32～53歳)と、法人としての同社を入管難民法違反(不法就労助長)で書類送検したとのこと。

吉富社長らは、昨年9～11月、大阪市中央区の道頓堀店本館と別館で、ベトナム人と中国人の留学生計10人を、「留学」の在留資格で認められている法定の週28時間を超えて働かせた疑い。

また吉富社長と同社は、留学生12人の氏名、在留期間などをハローワークに届け出なかったとする雇用対策法違反でも書類送検され、いずれも容疑を認めているという。

大阪府警は昨年11月、道頓堀店別館のアルバイト従業員でベトナム国籍の元留学生の女を同法違反(資格外活動)の疑いで逮捕。本社などを家宅搜索し、組織的な関与の有無を調べていた。さらに、他にもベトナム国籍の留学生ら十数人について、資格外活動の疑いがあると捜査していた。(以上が記事の内容)

さて、こうした種類の事件報道に接して良く耳にするのが、

- ・ これは氷山の一角だ、よそでも見つからないだけでやっている
- ・ 日本の若者がやりたがらない仕事を外国人、特に留学生が肩代わりしている
- ・ 少子化と高齢化で、企業、特に飲食業界は極端な人手不足になっており、留学生のアルバイトの制限時間オーバーにつながっている
- ・ 週28時間の制限を外し、もう少しアルバイト時間を増やせないのか
- ・ 留学生30万人計画で、ここ数年のうちに日本語学校が急増し、留学生の質の低下があり、中には勉強はそっちのけ、アルバイトで稼ぐことを目的にしている者がいる
- ・ 現地で若者をそそのかすブローカー、それと手を組む仲介者の存在が問題である

などの声であります。

こうした論評も、ある面ではそうかなと思う部分がない訳でもありませんが、留学生の在留管理について日頃、意見を述べる立場としては、全てを認めるわけでもありません。

ところで、このコーナーは、留学生に対して事件報道を通じて考える場の提供を本旨としていますので、アルバイトに関し、留学生の皆さんに注意していただきたい点を挙げます。

まず、一つは、「資格外活動の許可」に関することです。

留学生の在留資格は、「留学」ですから、学業が本分です。アルバイトではありません。

留学生が、学業以外の活動、つまりアルバイトをするには、入国管理局から資格外活動の許可を受けなければなりません。

資格外活動の許可を受けずにアルバイトをすると（通常、考えられません）入管法違反（不法就労）となり、摘発の対象となります。

また、資格外活動の許可を受けていても、本業をないがしろ（そっちのけにして）資格外活動を専ら行っていたと認められる場合には、入管法違反で罰せられるほか、退去強制の対象となります。

退去強制になると5年間は、日本に入国できなくなります。

なお、アルバイトの制限（週28時間以内や風俗関連営業への就労禁止）に反し、資格外活動の違反をした者にも罰則規定があり、その場合、在留期間の更新を受けることが難しくなり、学業を中断せざるを得なくなってしまう。

次は、アルバイトの「時間制限」についてです。

留学生は、資格外活動の許可を受ければ、週28時間（学校が長期休暇の場合は1日8時間まで）以内のアルバイトをすることができます。

ただし、この許可は留学という本来の活動に支障がない程度に許可されるもので、週28時間の制限時間を超えてアルバイトをした場合には、不法就労となる可能性があります。

この時間制限は、守らなければなりません。

三つめは、アルバイトで「禁止されている業種」についてです。

週28時間以内であれば、原則としてアルバイトの内容やアルバイト先を特定されることなくできることになっていますが、全ての業種についてできる訳ではありません。

風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。

風俗関連の仕事は、留学生には相応しくないという理由からです。

ここで注意しなければならないのは、接客の仕事だけではなく、風俗営業を行う店舗の皿洗いや路上でのティッシュ配りもできないことになっています。

最後に、皆さんが、不法就労に巻き込まれないために心掛けて欲しいことを付け加えます。

それは、留学生は、学校での授業が何よりも優先のはずですから授業が疎かになるようなアルバイトは本末転倒です。一方、留学生にとってアルバイトも必要でしょう。

アルバイトを通じて周りの者との交流もでき、語学力を高められる効果もあります。

そこで、アルバイトをする場合は、学校の先生方に、

- ・ アルバイト先は、何で見つけたか
- ・ どこで、どんな仕事を、何時から何時までやっているのか
- ・ 仕事先の責任者は誰か、連絡先は
- ・ アルバイト代の受取り方法は、月にいくらか

といったことを伝えておくこと、それからアルバイト先に変更があった場合には、速やかにその旨を学校に届出をすることです。